

救済委員からのメッセージ

— 8年目の活動から見えてきたこと —

札幌市子どもの権利救済委員 杉浦郁子

1 「条例」施行とセンター設置8年目

平成28年度（2016年度）は、「子どもの権利条約」が国連で採択（1989年）されてから28年目、日本が「子どもの権利条約」を批准（1994年）してから23年目になります。「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」（以下、「条例」）は、上記の国際条約と日本国憲法の理念に基づいて制定されました。この「条例」が施行され、子どもアシストセンターが開設されて、今年度で8年目となりました。「条例」には子どもにとって大切な権利として、「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」の4つが掲げられています。



2 今年度の傾向

今年度の活動から見えてきた特徴として、メールによる相談の減少があげられます。昨年度に比べて件数が33.6%（実件数ベース）減っています。これは、子どもたちの間でメール離れが進み、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など他のコミュニケーションツールの利用が増えているためと考えられます。このような時代の流れにどのように対応していけばよいか、今後慎重に検討していく必要があると考えています。

相談件数（実件数）833件のうち、調整活動を行った案件は23件で約2.8%でした。調整活動としては、“子どもが学校に行きづらい状況が続いているので、それを改善するために学校との関係調整をしてほしい”という子ども本人や保護者の願いに基づくものが多数を占めました。具体的には、いじめ、子ども同士のトラブル、“学級崩壊”に近い状況、教員の言動、心理的または身体的（アレルギー等を含む）な理由等で学校に行きづらくなっているため、学校側に見守りや善処をお願いしたいというものでした。調整活動の結果、多くの案件で状況が改善の方向に動きました。

3 件数の大部分を占める「相談」

「平成23年度子どもアシストセンター活動状況報告書」の中で、前任の救済委員である市川啓子氏は次のように述べています。「当初救済の対象として前者、すなわち子どもの成長を阻害する要因に対してある権限を持って対処することが主となると想定されていました。しかし、実際の運用の中では、相談者が相談員とのやり取りの中で気持ちが安定し、問題に自ら取り組んだ

り、解決したりしていくという事例の方が数多く見られました。」「申立てなどを通して調整を求める相談者（主に保護者）と、相談員とのやりとりを重ねることで自ら解決していく相談者とは相談の動機そのものが異なっています。相談は相談活動そのもので完結する傾向があり、そこに権利の侵害要因が見いだされて申立てに至るという流れにはなりにくいということも実感しています。」

すなわち、子どもアシストセンターが設立された当初は“救済申立てや調整活動を求める相談”がもっとたくさん来るだろうと予想されていたのですが、実際に運用を始めてみると“相談のみ”を求める人が予想以上に多かったということです。市川前委員は開設3年目にその様に報告しましたが、同様の傾向は8年目を終えた現時点でも続いています。相談活動全体の中で、「相談のみ」の場合が大多数を占めています。

一方、申立てや調整活動は件数としては少ないですが、他の機関にはない子どもアシストセンター独自の機能であり、これらも大変重要であることは言うまでもありません。

4 子どもの権利を下から支える「相談」

札幌市の「条例」第3章には子どもにとって大切な権利が4つ掲げられています。その中から「相談」に関わる部分を次に引用します。

<安心して生きる権利>

第8条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。（以下略）

(5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。

(6) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。（以下略）

<自分らしく生きる権利>

第9条 子どもは、自分らしく生きることができます。（以下略）

(3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。

(4) プライバシーが守られること。（以下略）

<豊かに育つ権利>

第10条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。（以下略）

(3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。（以下略）

<参加する権利>

第11条 子どもは、自分にかかわることに参加することができます。（以下略）

(3) 適切な情報提供等の支援を受けること。（以下略）

子どもアシストセンターでは、匿名の相談も受け付けています。また時間帯も平日は午後8時、土曜日は午後3時まで開室しています。更にメールによる相談は24時間いつでも送信してもらうことができます。これらは「条例」に謳われている「気軽に相談」「プライバシーが守られる」を実現しているといえます。

昨年度の活動状況報告書にも書いたのですが、札幌市では三世帯同居の世帯が減少して“ひと

り親と子どもの世帯”が増加しています。また、親の就業時間の長さが全国の政令指定都市の中で上位となっており、貧困の問題も深刻さを増しています。このような状況の中で、親と接する時間が少なく、大人と一緒にゆっくり過ごしたり話したりすることができていない子どもが多くなっていると考えられます。

子どもアシストセンターに相談してくる子どもの中には、「友達に嫌われたくないので、学校では自分の気持ちを抑えて皆に合わせています。でも本音はこうなんです。アシストの相談員さんにしか言っていないけど・・・」と打ち明けてくれる子どももいます。また、「ぜひ大人の意見を聞きたいのですが、親にも先生にもどうしても相談できません・・・」と匿名で相談してくる子どももいます。そのような相談の中には、「あるサイトにアクセスしたら高額の利用料を請求するメールが届いたのだけど、どうしたらいいでしょうか」というものや、「時々死にたい気持ちになってしまいます。どうして人間は生きていかななくてはいけないのでしょうか？」という見過ごすことのできないものもあります。また、時には電話で「今から楽器を演奏するので聴いてください」という子どももいます。

それぞれの子どもが自分の思いや感情を自由に表現し、相談員はそれらを共感的に受け止めようと努めています。もし子どもが何かで困ったり悩んだりしていて、適切な情報や大人の助言等を求めている場合には、相談員が子どもの主体性に配慮しながらそれらに応じています。子どもたちは相談員に、自分の考えや感情を否定されずに共感的に聴いてもらい、時には一緒に喜んだり悲しんだり困ったりしてもらい、また時には情報や助言をもらって、自分の足で歩いて行くエネルギーを補給していると考えられます。

相談は決して派手ではない活動ですが、札幌市の「条例」に掲げられた「子どもにとって大切な権利」を底辺で下支えし、子どもたちのセーフティーネットとしての役割も担っていると言えます。

5 長期にわたって関わらせていただいた方々

一般的な心理療法やカウンセリングといった相談場面では、相談者とカウンセラーの間で、予めある一定の時間と場所を約束して面接を重ねていきます。しかし、子どもアシストセンターでは日時の約束はなく、相談者が都合の良い時に電話やメールをしてくれます。もしその人にとって必要がなくなれば、いつでも終わりにすることができます。このようなシステムですので、1回きりや短期間の相談が多いただろうと一般には考えられると思います。しかし実際には、何年間にもわたって相談を続けている人が少なくありません。そのような人たちの例として以下4つの事例をあげます。

- (事例1) ・子ども本人。中学3年～高校3年の間に電話とメールで129回のやりとり。
- ・中学校で不登校となり、その後通信制高校へ進学。高校卒業に伴い相談終了。
 - ・相談内容は「学校に行こうとすると身体症状が出る」「どうしたら友達とたくさん話せるか」など。

- (事例2) ・子ども本人。中学1年～高校3年の間に電話で395回のやりとり。面談1回。
- ・札幌市内の中学校を卒業後、市外の高校に進学し寮生活。高校時代は帰省した際に電話相談。

- ・相談内容は「どうしたら友達と仲良くなれるか」など。好きな芸能人のことを楽しそうに話すこともあった。高校卒業の報告と感謝を伝えるため、アシストセンターに初めて訪れてくれた。

(事例3) ・ひとり親世帯の保護者。8年間に電話で30回、メールで91回の相談によるやりとり。面談1回。調整活動で9回のやりとり有り。

- ・お子さんたちとご自身について、医療・福祉・教育・心理面に関する全般的な相談。末のお子さんの高校卒業に伴い相談終了。

(事例4) ・保護者。8年間にメールで274回のやりとり。面談3回。

- ・相談内容は2人のお子さんの性格や態度、学校生活について。下のお子さんの高校卒業に伴い相談終了。

大変な状況にいる人たちほど、毎日の生活に追われていろいろな面で余裕が少ないと言えるでしょう。そういう人たちにとって、メールや電話での相談は便利で利用しやすいと考えられます。また彼（彼女）らの中には、通っている学校のスクールカウンセラーや他機関の電話相談等も並行して利用している人がいます。

上に示した4人の方々、自分の思いを傾聴し共感してくれる人を日常的に必要としており、また時には役に立つ情報や助言を必要としていました。彼（彼女）らと子どもアシストセンターの距離は、時には近づき時には離れながら、それでも切れてしまうことなく子どもたちの高校卒業まで相談が続けられました。各人の人生における大切な一時期に「相談」を通して関わらせていただき、希望を捨てず険しい道りを歩んでおられる姿に共感いたしました。4人の方々、そして同様の関わりをさせていただいた方々に心からの敬意と感謝を表したいと思えます。これらの相談活動は8年間の大きな実績の一つと言えると思えます。

6 おわりに

こうして見てきますと、子どもアシストセンターの主な活動には、二つの側面があると思えます。一つは権利の侵害等が見つかった時に素早く動いて状況を改善すること、もう一つはじっくり丁寧に、時には長期間にわたって相談者を底辺から支えて守るということです。この二つは車の両輪と言えるでしょう。また、これらの活動に基づいて、必要に応じ是正勧告や意見表明など社会に向けての働きかけを行う場合があることも念頭において取り組みたいと思えます。

設立後8年間が経過し、メール離れなど子どもたちを取り巻く状況も変化していますので、子どもたちやその保護者の皆さんのニーズを踏まえた活動を、今後とも模索していかなければならないと考えています。

今後もスタッフ一同精進していきたいと思えますので、皆様のご支援をよろしくお願いいたします。